

# 鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会規程

令和2年7月1日  
規則第116号

(設置)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）いじめ防止等基本計画及び本校運営組織規則第4条第1項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校におけるいじめ又はその兆候を早期に発見し、いじめを未然に防止し、さらに、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) いじめ防止等基本計画の策定、見直し、実施状況のチェック及び対処事案の検証等
- (2) いじめ対処マニュアルの策定、見直し及び対処事案の検証等
- (3) いじめに関する相談体制の充実に関する取り組み
- (4) いじめを未然に防止するための取り組み
- (5) いじめを早期に発見するための取り組み
- (6) いじめに関する事案への対応
- (7) その他いじめ防止対策に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事
- (4) 学生主事
- (5) 寮務主事
- (6) 専攻科長
- (7) 学生相談室長
- (8) 事務部長
- (9) 学生課長
- (10) 看護師
- (11) その他校長が必要と認めた者

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 副委員長は、副校長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議等)

第7条 委員会会議は、原則として、奇数月に開催するものとする。ただし、必要があるときは、日程を変更し若しくは臨時に開催することができる。

(いじめの調査等)

第8条 いじめ事案が発生したとき又はいじめ事案の通報があったときは、委員長は、いじめの事案毎に、

関係学生の学級担任及び学年主任その他校長が指名する者で構成するいじめ調査のためのチーム（以下「調査チーム」という。）を委員会に置き、その調査及び解決にあたる。

- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー第26に規定する重大事態が発生したと確認したときは、委員長は、いじめ重大事態調査のための組織（以下「調査組織」という。）を委員会に置き、国立高等専門学校機構本部と連携し、その調査及び解決にあたる
- 3 調査組織は、第4条第1項に定める委員の中から校長が指名する者により組織し、重大事態の性質に応じて適切な者を加え組織することができる。なお、学生相談室長並びに関係学生の学級担任及び学科長など、学生及び保護者へのケアの対応をする者は、調査組織には加わらないように努めるものとする。
- 4 調査チーム及び調査組織は、調査の過程において必要なときは、本校の組織の他、心理の専門家、福祉の専門家、医師及び弁護士等専門的な知識を有する者並びに警察その他行政機関等との連携を図るものとする。
- 5 本校の組織は、調査チーム及び調査組織が必要とする事項に協力しなければならない。
- 6 調査チーム及び調査組織は、当事者の同意を得て事情聴取の内容を適切な方法にて記録するものとし、その事実を裏付ける証拠類を確認した場合は、これを確保し、学生課と連携して適切に保管するものとする。また、調査内容は、適宜、委員会に報告するものとする。
- 7 調査チーム及び調査組織は、いじめの関係者に生命の危機があり、若しくは、学校生活での安全が確保できないと判断したときは、委員会に諮り、委員会は、対象学生・保護者等に十分な説明を行ったうえ、教育的な措置を講じることができる。
- 8 委員会、調査チーム及び調査組織は、いじめを受けた学生の二次被害を防止しなければならない。また、関係者のプライバシーや名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 9 いじめの一連の事案が終結したと委員長が判断した時は、調査チーム及び調査組織を解散することができる。

（いじめの認定）

第9条 委員会は、調査チーム及び調査組織の報告に基づき、いじめの有無について審議し、認定を行う。

- 2 委員会は、いじめの事実が確認できた場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援、いじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- 3 委員会は、いじめの認定を行ったときは、いじめの実態と一連の対応について、教職員会議に報告するものとする。

（事務）

第10条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で審議のうえ校長が定める。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。